

2022 年 4 月 15 日 マネックス S P信託株式会社

「たくす株」信託約款等の改定について

2022年4月15日(金)より、「たくす株」信託約款及び用語集(以下「信託約款等」といいます。)を改定します。

改定後の内容は、2022 年 4 月 15 日(金)以降、新規にたくす株をご契約いただくお客様、 及び既にたくす株をご利用されているお客様へ適用されます。

■目的

たくす株の利便性を高めるべく、帰属権利者及び指図代理人(第一・第二)の要件を拡大します。

詳細は当社ホームページ(https://www.monextrust.co.jp/service/trust-stock) もご確認下さい。

「たくす株」信託約款等 新旧対照表

(下線部変更。なお、内容の変更を伴わない軽微な表記修正は記載省略。)

新(改定後) 旧(現行) 用語集

- ② 「帰属権利者」とは、委託者兼受益者 ② が死亡したことを受託者が認めたことにより、本信託が終了した場合に限り、受託者より信託財産を交付される人で、次の(i)又は(ii)(以下「帰属権利者 要件」といいます。)のいずれかに該当する一人を指定します。
 - (i) 本関連契約締結日時点における委 <u>託者兼受益者の配偶者若しくは四</u> 親等以内の血族又は姻族
 - (ii) 本関連契約締結日時点における委託者兼受益者の推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき人)のうち、受託者が指定する人(受託者は、当該推定相続人が、未成年者、被成年後見人、被保佐人又は被補助人である場合には、当該推定相続人以外の人を指定することができます。)の全てから、
- ② 「帰属権利者」とは、委託者兼受益者が死亡したことを受託者が認めたことにより、本信託が終了した場合に限り、受託者より信託財産を交付される人で、<u>お客様の配偶者又は子から</u>指定します。

帰属権利者に就任することに対す る同意を得た人

- ⑥ 「指図代理人」とは、第二指図代理人が第一指図代理人の地位に就くまでの間は第一指図代理人を、第二指図代理人が第一指図代理人の地位に就いた後は当該第二指図代理人をいいます。委託者兼受益者は、次の(i)又は(ii)(以下「指図代理人要件」といいます。)のいずれかに該当する人を指図代理人に指定します。なお、第27条に基づき、指図代理人を指定又は変更する場合、次の(i)又は(ii)の「本関連契約締結日時点」を「第一指図代理人又は第二指図代理人を指定又は変更する旨を受託者に指図する時点」と読み替えます。
 - (i) 本関連契約締結日時点における委 <u>託者兼受益者の配偶者若しくは四</u> 親等以内の血族又は姻族
 - (ii) 本関連契約締結日時点における委託者兼受益者の推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき人)のうち、受託者が指定する人(受託者は、当該推定相続人が、未成年者、被成年後見人、被保佐人又は被補助人である場合には、当該推定相続人以外の人を指定することができます。)の全てから、指図代理人に就任することに対する同意を得た人

⑤ 「指図代理人」とは、第二指図代理人 が第一指図代理人の地位に就くまでの 間は第一指図代理人を、第二指図代理 人が第一指図代理人の地位に就いた後 は当該第二指図代理人をいいます。

- ⑤ 「本関連契約」とは、次に掲げる全ての書面とします。なお、受託者は、(i)を書面で送付し、(ii)乃至(xi)に記載される書面の内容を受託者のウェブサイト又は受託者が指定する方法で掲示等します。
 - (i) 信託契約内容確認書
 - (ii) 本約款
 - (iii) 用語集
 - (iv) 信託株式等の権利自動取得サービ スに関する特約
 - (v) 帰属権利者による承諾書

- (9) 「本関連契約」とは、次に掲げる全ての書面とします。なお、受託者は、(i)を書面で送付し、(ii)乃至(ix)に記載される書面の内容を受託者のウェブサイトに掲示します。
 - (i) 信託契約内容確認書
 - (ii) 本約款
 - (iii) 用語集
 - (iv) 信託株式等の権利自動取得サービ スに関する特約
 - (v) 帰属権利者による承諾書
 - (vi) 第一指図代理人による承諾書(第

- (vi) 第一指図代理人による承諾書(第 二指図代理人がいる場合には、第 二指図代理人による承諾書を含み ます。)
- (vii) 専門業務委託先の選定に関する指 図書
- (viii)お客様に交付する書面等の電磁的 方法による交付に係る取扱規定
- (ix) マネックス証券株式会社からの個人情報のお取扱いに関する同意書 (「たくす株」委託者用)
- (x) マネックス証券株式会社からの個人情報のお取扱いに関する同意書 (「たくす株」帰属権利者・指図代理人用)
- (xi) <u>(i)乃至(x)に掲げる書面に基づき受</u> <u>託者が定める内容の書面</u>

- 二指図代理人がいる場合には、第 二指図代理人による承諾書を含み ます。)
- (vii) 専門業務委託先の選定に関する指 図書
- (viii)お客様に交付する書面等の電磁的 方法による交付に係る取扱規定
- (ix) マネックス証券株式会社からの個人情報のお取扱いに関する同意書 (「たくす株」委託者用)
- (x) マネックス証券株式会社からの個人情報のお取扱いに関する同意書 (「たくす株」帰属権利者・指図代理人用)

信託約款

第11条(委託者兼受益者の遵守事項) 1乃至3. (略)

4. 委託者兼受益者は、信託契約期間中に、 (i)第9条に定める第一指図代理人及び 第二指図代理人の表明及び保証のいず れかに反する事実又は反することとな るおそれのある事実が判明した場合、 又は(ii)第一指図代理人及び第二指図代 理人による本関連契約上の遵守事項の 違反の事実又は違反することとなるお それのある事実が判明した場合には、 直ちに、その旨を、自ら又は第一指図 代理人若しくは第二指図代理人をし て、受託者が指定する方法で通知しな ければなりません。なお、当該通知は、 第一指図代理人及び第二指図代理人に よる表明及び保証又は義務の違反を治 癒するものではありません。また、第 27条に基づき、変更後の第一指図代理 人又は第二指図代理人を指定し、受託 者が認めた場合には、速やかに、当該 第一指図代人又は第二指図代理人をし て、受託者が定める内容の指図代理人 による承諾書を提出させなければなり

第11条(委託者兼受益者の遵守事項) 1乃至3. (略)

委託者兼受益者は、信託契約期間中に、 (i)第9条に定める第一指図代理人及び 第二指図代理人の表明及び保証のいず れかに反する事実又は反することとな るおそれのある事実が判明した場合、 又は(ii)第一指図代理人及び第二指図 代理人による本関連契約上の遵守事項 の違反の事実又は違反することとなる おそれのある事実が判明した場合に は、直ちに、その旨を、自ら又は第一 指図代理人若しくは第二指図代理人を して、受託者が指定する方法で通知し なければなりません。なお、当該通知 は、第一指図代理人及び第二指図代理 人による表明及び保証又は義務の違反 を治癒するものではありません。また、 第一指図代理人又は第二指図代理人が 委託者兼受益者の配偶者又は子でなく なった場合には、速やかに、変更後の 第一指図代理人又は第二指図代理人を 指定し、受託者が認めた場合には、当 該第一指図代人又は第二指図代理人を ません。

5. (略)

6 乃至 10. (略)

※現行の第6項を削除したことにより、以降、項数のみ変更(繰上げ)。

して、受託者が定める内容の指図代理 人による承諾書を提出させなければな りません。

- 5. (略)
- 6. 委託者兼受益者は、受託者に提出した 戸籍情報(戸籍謄本を含むます。)に変 更があった場合には、速やかに変更後 の最新のものを提出します。

7 乃至 11. (略)

第13条(指図代理人の遵守事項)

- 1. (略)
- 2. 第27条に基づき、変更後の第一指図代理人として、委託者兼受益者が指定した人を受託者が認めた場合には、速やかに、当該変更後の第一指図代理人又は第二指図代理人は、受託者が定める内容の指図代理人による承諾書を提出させなければなりません。

3及び4. (略)

5 乃至 9. (略)

※現行の第5項を削除したことにより、以降、項数のみ変更(繰上げ)。

第13条(指図代理人の遵守事項)

- 1. (略)
- 2. 第一指図代理人又は第二指図代理人が 委託者兼受益者の配偶者又は子でなく なった場合で、かつ変更後の第一指図代理人として、委託者 乗受益者が配偶者又は子から指定した 者を受託者が認めた場合には、速やか に、当該変更後の第一指図代理人又は第 二指図代理人は、受託者が定める内容の 指図代理人による承諾書を提出させな ければなりません。
- 3及び4. (略)
- 5. 受託者に提出した戸籍情報(戸籍謄本 を含みます。)に変更があった場合で、 委託者兼受益者が提出できない場合に は、指図代理人は、速やかに変更後の 最新のものを提出します。
- 6 乃至 10. (略)

第27条(指図代理人)

1. 委託者兼受益者は、代理権発効日までの間は、<u>指図代理人要件</u>のいずれか<u>に該当する人のうち</u>受託者が認めた<u>人</u>を、第二指図代理人に指定できます。 委託者兼受益者が第二指図代理人を指定する場合には、事前に受託者に対して、第二指図代理人が<u>指図代理人要件(i)に該当する</u>ことを証する戸籍情報(戸籍謄本を含みます。)を提出<u>又は</u>

第27条(指図代理人)

1. 委託者兼受益者は、代理権発効日までの間は、<u>委託者兼受益者の配偶者又は子のいずれかで</u>受託者が認めた<u>者</u>を、第二指図代理人に指定できます。委託者兼受益者が第二指図代理人を指定する場合には、事前に受託者に対して、第二指図代理人が<u>委託者兼受益者の配偶者又は子である</u>ことを証する戸籍情報(戸籍謄本を含みます。)を提出しま

受託者が定める内容で指図代理人要件 (ii)に該当することを証する同意書を提 出します。また、第二指図代理人は、 速やかに受託者が定める内容の承諾書 を提出しなければなりません。

- 2. (略)
- 3. 第一指図代理人が死亡した、第一指図代理人の資格を喪失した、又は第一指図代理人の資格を有する者が不在となった場合には、当然に、第二指図代理人が第一指図代理人の地位に就きます。受託者は、第二指図代理人が第一指図代理人が完善を、当該第二指図代理人に通知します。これの場合には、代理権発効日までの間、委託者兼受益者は、指図代理人要件いずれかに該当する人で受託者が認めた人を、新たに第二指図代理人に指定することができ、その際の手続は、本条第1項の規定によるものとします。

4及び5. (略)

6. 第11条第6項又は第13条第5項に基づき、委託者兼受益者に成年後見人が選任された旨が受託者に通知された場合には、第一指図代理人を当該成年後見人に変更したと見做し、当該成年後見人が第一指図代理人の地位に就き、これより以前の第一指図代理人が第二指図代理人が地位に就きます。その際に、既に第二指図代理人が指定されていた場合には、当該第二指図代理人は指図代理人の地位を失効します。

拍凶八连八少地位

別紙1 表明保証事項

- 1. 委託者兼受益者に関する事項
 - (10) 条件
 - ① (略)
 - ② 本契約締結日までに受託者に 提供した委託者兼受益者、帰 属権利者並びに第一指図代理 人及び第二指図代理人(第二 指図代理人は、存在する場合 に限ります。) に関する情報

す。また、第二指図代理人は、速やか に受託者が定める内容の承諾書を提出 しなければなりません。

2. (略)

3. 第一指図代理人が死亡した、第一指図 代理人の資格を喪失した、又は第一指 図代理人の資格を有する者が不在と なった場合には、当然に、第二指図代 理人が第一指図代理人の地位に就きま す。受託者は、第二指図代理人が第一 指図代理人の地位に就いた旨を、当該 第二指図代理人に通知します。これら の場合には、代理権発効日までの間、 委託者兼受益者は、委託者兼受益者の 配偶者又は子のいずれかで受託者が認 めた者を、新たに第二指図代理人に指 定することができ、その際の手続は、 本条第1項の規定によるものとしま す。

4及び5. (略)

6. 第 11 条第 7 項又は第 13 条第 6 項に基づき、委託者兼受益者に成年後見人が選任された旨が受託者に通知された場合には、第一指図代理人を当該成年後見人に変更したと見做し、当該成年後見人が第一指図代理人の地位に就き、これより以前の第一指図代理人が第二指図代理人の地位に就きます。その際に、既に第二指図代理人が指定されていた場合には、当該第二指図代理人は指図代理人の地位を失効します。

別紙1 表明保証事項

- 1. 委託者兼受益者に関する事項
 - (10) 条件
 - ① (略)
 - ② 本契約締結日までに受託者に 提供した委託者兼受益者、帰 属権利者並びに第一指図代理 人及び第二指図代理人(第二 指図代理人は、存在する場合 に限ります。) に関する<u>戸籍</u>情

(帰属権利者要件(i)又は指図 代理人要件(i)の充足の確認、 及び帰属権利者要件(ii)又は指 図代理人要件(ii)に係る委託者 兼受益者の推定相続人の確認 のための戸籍謄本を含みま す。)が全て真実かつ正確であ り、かつ最新です。 報(戸籍謄本を含みます。)が 全て真実かつ正確であり、か つ最新です。

③及び④ (略)

③及び④ (略)

別紙1 表明保証事項

- 3. 帰属権利者に関する事項
 - (1) 要件

帰属権利者は、本関連契約締結日 時点において、<u>帰属権利者要件の</u> いずれかに該当します。

別紙1 表明保証事項

- 3. 帰属権利者に関する事項
 - (1) 要件

帰属権利者は、<u>本信託設定の</u>時点において、<u>委託者の配偶者又は子です</u>。

別紙1 表明保証事項

- 4. 指図代理人に関する事項
 - (1) 要件

第一指図代理人及び第二指図代理人 人(第二指図代理人は、存在する 場合に限ります。)は、本関連契約 締結日時点又は第一指図代理人又 は第二指図代理人を指定又は変更 する旨を受託者に指図する時点に おいて、指図代理人要件のいずれ かに該当します。

別紙1 表明保証事項

- 4. 指図代理人に関する事項
 - (1) 要件

第一指図代理人及び第二指図代理 人(第二指図代理人は、存在する 場合に限ります。)は、<u>委託者の配</u> <u>偶者又は子です</u>。

以上

【お問合せ先】

マネックスSP信託株式会社

お客様ダイヤル 電話 0120-146-569 (通話料無料)

受付時間:平日9:00~17:00